

対ウガンダ共和国 国別開発協力方針

2023年9月

1. ウガンダに対する開発協力のねらい

ウガンダは年率 4~5%の安定した経済成長を記録しており、1人当たり国民総所得は930米ドル（2022年世界銀行）と低中所得国入りが近い。ルワンダ、ブルンジ、コンゴ（民）東部、南スーダン及びタンザニアとケニアの外港モンバサを結ぶ北部回廊の要衝であり、周辺内陸国の物流及び域内経済を支える地政学上重要な位置に国土を有する。また、2025年を目処にアルバート湖沖の石油の生産が開始されることや、豊富な電力・鉱物資源を生かし、さらなる経済成長が見込まれる。加えて、ウガンダは地域統合や地域経済参画を通じた経済発展に向けて、東アフリカ共同体（EAC）¹、東南部アフリカ共同市場（COMESA）²へ参加、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）設立協定³を批准しており、我が国がウガンダと協力することは、アフリカ東部地域の開発を促す観点からも重要である。

また、ウガンダは紛争等で周辺国から逃れてきた150万人以上の難民受け入れ等を通じ、周辺地域の安定にも重要な役割を果たしている。

一方、ウガンダは豊富な降水量源と肥沃な土壌を背景に、純食料輸出国でありながら穀物輸入国であり、ビジョン 2040⁴で掲げられるように、小作農の国から近代的に繁栄した国家への発展を実現するには、農業生産性の向上を通じた貧困削減と、全国規模での経済成長による地域間格差への対応が課題となっている。

よって、TICAD8における我が国の取組及び本年6月に改訂された開発協力大綱に沿った「人への投資」を重視した新しい時代の「人間の安全保障」及び「質の高い成長」の実現を促していくことは、ウガンダの長期開発戦略や国家開発計画の実現を支援することに繋がる。

¹東アフリカ共同体（EAC：East Africa Community）：ケニア、タンザニア、ウガンダ、ブルンジ、ルワンダ、南スーダン、コンゴ（民）が加盟している地域共同体。

²東南部アフリカ市場共同体（COMESA：Common Market for East and South Africa）ブルンジ、コモロ、コンゴ（民）、ジブチ、エジプト、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、ケニア、リビア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ルワンダ、セーシェル、ソマリア、スーダン、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエの21か国が加盟する市場共同体。

³アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA：African Continental Free Trade Area）設立協定：2021年1月より運用を開始した、アフリカ域内の関税を撤廃し貿易ルールを共通化する協定。46か国が締結している（本年4月現在）。

⁴「Vision2040」はウガンダの30年間の長期開発戦略を示したもの。その中で6つの国家開発計画を策定することになっており、第三次国家開発計画（2020/21—2024/25）が2020年に発表された。

2. 我が国の ODA の基本方針（大目標）：経済成長を通じた貧困削減と地域格差是正

インフラ整備を通じた東アフリカ域内の連結性の強化と、産業構造の高付加価値化に資する人材育成に係る支援を実施し、ウガンダの産業競争力の向上及び近隣諸国の経済成長に貢献する。また、北部等開発の立ち後れによる地域間の格差の是正に配慮し、社会サービスへのアクセス拡充等を通じて、地域社会の安定に貢献する。

3. 重点分野（中目標）

（1）経済成長を実現するための環境整備

日本の技術や知見を活かした質の高い経済インフラ整備を通じて、ウガンダの持続可能な経済成長の実現に貢献する。また、人口増加及び都市部への人口流入によって深刻化する都市問題に対し、都市機能の拡大・強化への支援を通じて経済成長を支援する。

（2）産業振興・基盤強化

ウガンダの就労人口の約7割が従事する農業の開発の観点から、農業生産に係るバリューチェーン強化のために、コメの品質や生産性の向上に取り組む。また、ICTセクターを始めとする成長産業の振興のため、産業人材の育成・強化を通じた民間セクター開発に取り組む。

（3）社会サービスへのアクセスと質の改善

エボラウイルス病等の感染症への脅威や母子保健指標の地域間格差等に加え、人口増加による保健医療サービス逼迫も課題となっており、医療関連施設・機材の整備及び保健分野の人材育成等を通じて、強靱な保健システムの構築に取り組む。また、安全な水へのアクセスも課題であり、都市部と村落部における給水施設の持続可能な運営・維持管理体制構築に向けた支援を行う。

（4）平和構築・地域の安定

長年の北部地域復興支援の経験を活かしつつ、開発が立ち後れる北部地域と難民受け入れ地域において、必要な社会サービス・インフラ確保、生計向上及び自然資源管理のための支援等を通じた生活の質の向上、人間の安全保障に取り組む。さらに、中央及び地方政府の能力強化等を通じて、難民支援における人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）を推進する。

4. 留意事項⁵

（1）ウガンダの地理的重要性を念頭に、周辺国との地域経済統合に役立つ案件形成に努める。

（2）案件形成に関しては、ウガンダ政府が発表した第三次国家開発計画及びビジョン2040との整合性を図る。また、有償資金協力を含む効果的な協力を実施するため、ウガンダ政府の債務持続性に留意する。

（3）ODA予算の戦略的な運用の観点から、異なるスキーム・方式の案件を組み合わせ、総じて高い開発効果を発揮できるような案件形成に努める。また、ウガンダで事業展開する民間セクターを含む開発パートナーの知見及び技術を活かせるよう戦略的連携を図り、貿易投資促進等の副次的効果に資するよう、政府当局等と日本側関係者とで緊密に意思疎通するよう留意する。。

（了）

別紙：事業展開計画

⁵当該国を対象として実施された過去のODA国別評価は次のとおり。

ウガンダ国別評価（2018）報告書掲載先：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu2/uganda.html>